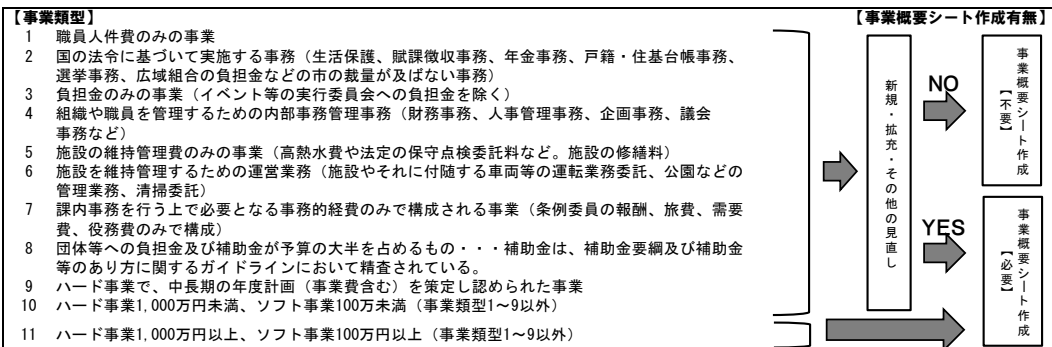


施策構成事業事業評価一覧表

施策名	0102	親と子の健康増進
-----	------	----------



妥当性（市の関与）

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

総合評価

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H29	H30	H31	事業の方向性	
				開始	終了							H29	H30	H31	H29	H30			目標	実績	目標		目標
				決算	予算							見込	決算	予算									
1	障害児家庭の子育て支援事業	子ども政策課 浦山 聡 福田 尚子	教育・保育施設を利用している4歳児を対象に4歳児発達支援相談事業を実施し、障害児の早期発見と早期支援を図る。	平成23年度		発達障害者支援法	7 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	2,493 2,656	2,600	5,795	5,000	支援につながった児童数/支援が必要と判断された児童数	%	70	69	70	70	現状維持	
2	赤ちゃん訪問事業(妊産婦・新生児等訪問指導事業)	子ども家庭課 西村 隆 松崎 さつき	保健師・助産師が第1子、母子保健推進員が第2子以降の乳児家庭を生後4か月までに訪問して、育児の状況等の把握を行うとともに、適切な保健指導や子育ての情報を提供する。生後5か月以降の未訪問家庭に対しても保健師が継続的に連絡を取り対応する。	平成19年度		母子保健法 第11条・第17条、第2次健康おおむら21計画、子ども・子育て支援交付金要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	1,806 7,221	7,145	7,099	7,312	赤ちゃん訪問案件数(保健師・助産師)	件	593	599	600	600	現状維持	
3	乳幼児育成指導事業	子ども家庭課 西村 隆 中島 里美	【親子愛あい広場】感覚遊び等を通して、子育てや子どもの発達等についてアドバイスを行う。【ことばと心の相談室】言語聴覚士や臨床心理士による個別相談。【巡回相談】乳幼児健診後、支援が必要と判断された児が通園している保育施設等に専門スタッフが出勤し、適切な支援に関する指導・助言を行い、各専門機関へ相談を行う。	平成9年度		母子保健法第9・10条、第2次健康おおむら21計画	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	1,141 1,264	1,267	6,001	4,873	親子愛あい広場の参加組数(延)	組	234	207	220	220	現状維持	
4	ふるさとのこころをはぐむ絵本事業	子ども家庭課 西村 隆 馬場 由加	①赤ちゃん訪問時に、第1子にはブックスタート・オリジナル絵本各1冊、計2冊を配布し、第2子以降にはブックスタート絵本1冊を配布する。②1歳6か月児健康診察時にオリジナル絵本(3歳児用)を第1子に配布する。③配布対象外の希望者にオリジナル絵本の販売を行う。	平成14年度			11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	836 971	2,887	929	711	ブックスタート・オリジナル絵本(0・1歳児用)の配布率	%	100	96.8	100	100	現状維持	
5	次世代むし歯予防対策事業	子ども家庭課 西村 隆 馬場 由加	①1歳6か月児・3歳児健康診察において、口腔内の状況を把握し、希望者にフッ化物の歯面塗布を行い、定期的な歯科健診や虫歯を通じた歯の健康づくりに対する意識付けを行う。②幼稚園、保育園等において、フッ化物洗口を希望する幼児(4・5歳児)に対し、週5回(週6回)口腔内のフッ化物洗口の薬剤等を配布。	平成19年度		おおむら歯なまるスマイル21計画、長崎県フッ化物洗口推進事業補助金交付要綱、大村市フッ化物洗口事業実施要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	2,311 3,080	2,726	1,383	1,528	フッ化物塗布実施者数	人	1,871	1,730	1,730	1,730	現状維持	
6	乳幼児・妊婦健康診査事業	子ども家庭課 西村 隆 中島 里美	①妊婦は産婦人科において、また乳児は小児科において、受診票に基づく個別健診を実施。②新生児は出生後退院までに聴覚検査を実施。③1歳6か月児及び3歳児はこどもセンターにおいて集団健診を実施。	昭和43年度		母子保健法 第12条・13条	2 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	109,246 107,520	108,337	9,380	9,702	幼児健診の受診率	%	96.5	96.4	97.0	97.2	現状維持	
7	乳幼児健康相談事業	子ども家庭課 西村 隆 馬場 由加	①月に1回、「乳幼児すくすく健康相談」を開催し、専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士)による相談業務を実施する。②月に2回、こどもセンターにおいて、「離乳食教室」を開催し、管理栄養士による相談業務を実施する。	昭和50年度		母子保健法 第9・10条、第2次健康おおむら21計画	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	133 155	2,476	3,596	3,887	乳幼児すくすく健康相談の参加延人数	人	300	276	290	290	拡充	
8	不妊症・不育症等支援対策事業	子ども家庭課 西村 隆 松崎 さつき	①不妊や不育症に関する相談対応や情報の提供(相談窓口の開設)②妊娠と出産に関する知識の普及啓発③特定不妊治療費用の助成(国県助成の市単独上乗せとして実施)④不育症治療費用の助成	平成24年度		大村市特定不妊治療費助成実施要綱、大村市不育症治療費助成金交付要綱	11 有	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	5,997 8,144	7,807	2,289	2,869	特定不妊治療費助成申請件数	件	80	92	95	95	現状維持	

施策名	0102	親と子の健康増進
-----	------	----------

【事業類型】

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（高熱水費や法定の保守点検委託料など。施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役員費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

【事業概要シート作成有無】

新規・拡充・その他の見直し → NO → 事業概要シート作成【不要】

→ YES → 事業概要シート作成【必要】

妥当性（市の関与）

- 市が実施することが妥当である
- 見直す余地がある
- 市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

- 施策への貢献度が高い
- 施策への貢献度が著しく高いとはいえない
- 成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

- コストを見直す余地がない
- 検討する余地がある

総合評価

- 計画通りに事業を進めることが適当
- 事業の進め方の改善検討
- 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
- 事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

NO	事業名	担当課 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型 シート	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費（千円）			人件費（千円）		主な指標	単位	H29	H30	H31	事業の方向性	
				開始	終了							H29 決算	H30 予算	H31 見込	H29 決算	H30 予算			目標	実績	目標		目標
9	法定予防接種等接種事業	こども家庭課 西村 隆 田澤 光徳	(1) 定期予防接種の実施（乳幼児～中高生）BCG・ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎 (2) 任意接種費用の助成（乳幼児～小学生）インフルエンザ	昭和23年度		予防接種法	2 無	a 余地なし	a 余地なし	a 事業推進	A 事業推進	264,765	284,457	277,264	4,833	4,100	予防接種の実施率	%	92.0	92.8	92.5	93	現状維持
10	未熟児養育事業	こども家庭課 西村 隆 角野 章子	①養育医療の給付・養育のため指定医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 ②未熟児の訪問指導・保健師が、未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言指導を行う。	平成25年度		母子保健法 第18条・19条・20条	2 無	a 余地なし	a 余地なし	a 事業推進	A 事業推進	6,224	5,486	6,319	1,746	1,748	養育医療給付件数	件	83	64	69	69	現状維持
11	子育て短期支援事業	こども家庭課 西村 隆 松本 美穂子	対象となる児童の保護者または母子家庭の母親などからの申請に基づき、市が委託する児童養護施設等においてショートステイ及びトワイライトステイサービスを提供する。	平成7年度		大村市子育て短期支援事業実施要綱	10 無	a 妥当	a 貢献度高	a 余地なし	A 事業推進	663	1,020	698	1,309	1,164	年間利用日数（延べ）	日	122	150	144	144	現状維持
12	要保護児童対策事業	こども家庭課 西村 隆 石丸 博子	子どもに関する相談を受け、適切な支援を実施。要保護児童対策地域協議会の調整機関として、各関係機関と連携・協力し、要保護児童及びその家族へ適切な支援を実施。さらに、児童虐待防止周知啓発により、早期相談・早期解決につなげる。	平成19年度		児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、大村市要保護対策地域協議会設置要綱	2 無	a 余地なし	a 余地なし	a 事業推進	A 事業推進	9,222	11,100	9,747	17,322	17,407	要保護児童早期解決ケースの割合	%	75	69	70	70	現状維持
13	こどもセンター運営管理事業	こども家庭課 西村 隆 川下 善文	センターの維持管理、保守管理を適正に行うとともに、公の施設として、子育てサークル、母子保健推進員、健康体操グループなど市民の活動拠点の場を提供し、それらの活動を支援する。	平成10年度		大村市こどもセンター条例、大村市こどもセンター条例施行規則	6 無	a 余地なし	a 余地なし	a 事業推進	A 事業推進	13,661	11,223	15,219	1,834	1,834	登録団体参加者人数目標の達成率	%	100	99	100	100	現状維持
												0	0	0	0	0							
												0	0	0	0	0							
												0	0	0	0	0							